株式売渡請求に関する事前開示事項

（会社法第 179 条の５第１項及び会社法施行規則第 33 条の７に定める書面）

2025 年１月 22 日

ＵＵＵＭ株式会社

2025年1月22日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
ＵＵＵＭ株式会社
代表取締役　社長執行役員　梅景　匡之

株式等売渡請求に関する事前開示事項

（会社法第179条の５第１項及び会社法施行規則第33条の７に定める事前開示書類）

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第１項に規定する特別支配株主である株式会社フリークアウト・ホールディングス（以下「フリークアウト・ホールディングス」といいます。）から、会社法第179条第１項及び第２項に基づき、当社の株主の全員（ただし、当社及びフリークアウト・ホールディングスを除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の株式の全部（以下「本売渡株式」といいます。）をフリークアウト・ホールディングスに売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）するとともに、併せて、当社の新株予約権者の全員（ただし、フリークアウト・ホールディングスを除きます。以下「本売渡新株予約権者」といいます。）に対し、その有する新株予約権の全部（以下「本売渡新株予約権」といいます。）をフリークアウト・ホールディングスに売り渡すことを請求（以下「本新株予約権売渡請求」といい、「本株式売渡請求」と併せて「本株式等売渡請求」と総称します。）する旨の通知を2025年１月15日付で受領いたしました。当社は、かかる通知を受け、2025年１月15日開催の当社取締役会において本株式等売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

本株式等売渡請求に関する会社法第179条の５第１項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第33条の７に掲げる事項は以下のとおりです。

記

１．特別支配株主の名称及び住所（会社法第179条の５第１項第１号）

名称：株式会社フリークアウト・ホールディングス

住所：東京都港区六本木六丁目３番１号

２．会社法第179条の２第１項各号に掲げる事項（会社法第179条の５第１項第２号）

（１）特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の２第１項第１号）

該当事項はありません。

（２）本株式売渡請求により本売渡株主に対して、本売渡株式の対価として交付する金銭の額又はその算定方法及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の２第１項第２号及び同項第３号）

フリークアウト・ホールディングスは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式１株につき 532 円の金銭を割当交付いたします。

（３）本新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の２第１項第４号）

（ア）特別支配株主完全子法人に対して本新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の２第１項第４号イ）

該当事項はありません。

（イ）本新株予約権売渡請求により本売渡新株予約権者に対して本売渡新株予約権の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の２第１項第４号ロ及びハ）

フリークアウト・ホールディングスは、本売渡新株予約権者に対し、本売渡新株予約権の対価（以下「本新株予約権売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡新株予約権１個につき 41,760 円の金銭を割当交付いたします。

（４）特別支配株主が本売渡株式及び本売渡新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の２第１項第５号）

2024 年２月 19 日

（５）本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の２第１項第６号、会社法施行規則第 33 条の５第１項第１号）

フリークアウト・ホールディングスは、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の全てを、フリークアウト・ホールディングスが保有する現預金により支払うことを予定しております。フリークアウト・ホールディングスは、同社が 2024 年 11 月 15 日から同年 12 月 26 日までの期間において実施した当社の株券等に対する公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として 2024 年 11 月 13 日現在のフリークアウト・ホールディングスの預金に係る残高証明書を提出しております。また、同日以降、フリークアウト・ホールディングスにおいて、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の支払いに影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識しておりません。

（６）その他の本株式等売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の２第１項第６号、会社法施行規則第 33 条の５第１項第２号）

本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載又は記録された本売渡株主及び本売渡新株予約権者の住所又は本売渡株主及び本売渡新株予約権者が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の交付について、当社の本店所在地にて当社が指定した方法、フリークアウト・ホールディングスが指定した場所及び方法又は当社とフリークアウト・ホールディングスで協議の上決定された場所及び方法のいずれかにより、本売渡株主及び本売渡新株予約権者に対する本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価を支払うものとします。

３．本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の総額の相当性に関する事項、本株式等売渡請求の承認に当たり本売渡株主及び本売渡新株予約権者の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第 179 条の２第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法第 179 条の５第１項第４号、会社法施行規則第 33 条の７第１号）

（１）本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の２第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

本株式等売渡請求は、当社株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、フリークアウト・ホールディングスが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、当社をフリークアウト・ホールディングスの完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と、本新株予約権売渡対価は、本公開買付けにおける本新株予約権１個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）と、それぞれ同一の価格に設定されております。

当社は、当社が 2024 年 11 月 14 日付で公表した「支配株主である株式会社フリークアウト・ホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②　公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「③　本当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の経緯及び理由により、2024 年 11 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付け

への応募を推奨すること、本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）のうち、第１回新株予約権、第２回新株予約権、第３回新株予約権、第５回新株予約権、第７回新株予約権及び第 13 回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、第 10 回新株予約権、第 11 回新株予約権、第 14 回新株予約権及び第 15 回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記の取締役会決議は、下記「（２）本株式等売渡請求の承認に当たり本売渡株主及び本売渡新株予約権者の利益を害さないように留意した事項」の「⑦　当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認」に記載の方法により決議されております。

(i) フリークアウト・ホールディングスからの提案並びに検討体制の構築の経緯

2024年６月18日、当社は、フリークアウト・ホールディングスから本取引の検討を開始した旨及び本取引について具体的に協議を開始したい旨についての打診を受け、同日、協議に応じる旨の回答を行ったこと及び2024年８月９日にフリークアウト・ホールディングスから一次意向表明書の提出を受けたことを契機として、本取引の意思決定の過程における公正性及び適正性を担保するため、2024年８月上旬に当社及びフリークアウト・ホールディングスから独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、当社及びフリークアウト・ホールディングスから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社SBI証券（以下「SBI証券」といいます。）をそれぞれ選任いたしました。

その後、デュー・ディリジェンスその他の本取引に向けた具体的な検討及び協議を開始することを決定いたしました。

また、フリークアウト・ホールディングスが当社の支配株主であることから、本公開買付けを含む本取引が支配株主との間の重要な取引等に該当し、また、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応し、本取引の公正性を担保することを目的として、フリークアウト・ホールディングスから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始いたしました。具体的には、2024年８月16日開催の取締役会決議により、長南伸明氏（当社の社外取締役（監査等委員）、公認会計士）、一木裕佳氏（当社の社外取締役（監査等委員））及び若槻哲太郎氏（村田・若槻法律事務所 代表パートナー、弁護士）の３名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置いたしました（本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（６）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性

を担保するための措置」の「⑤　当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。

また、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所及び当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSBI証券について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しました。

また、本特別委員会は、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（６）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「⑤　当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2024年９月５日、独自の第三者算定機関として、SBI証券に加えて株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）を選任しております。

さらに、当社は、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（６）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「⑥　当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、フリークアウト・ホールディングスから独立した立場で、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断を行う体制（本公開買付けの検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築すると共に、本特別委員会により、かかる検討体制につき独立性及び公正性の観点から問題がないことについて承認を受けております。

また、本特別委員会は、当社の代表取締役である梅景匡之氏及び取締役である安藤潔氏は、当社における定量面での検討に精通しており、当社の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の作成に不可欠な人員であるところ、(i) 梅景匡之氏については、フリークアウト・ホールディングスの執行役員を兼務しているものの、フリークアウト・ホールディングスの執行役員としての業務内容は当社の経営を行う担当役員としての業務に限られること、本取引について協議・交渉の場を含めてフリークアウト・ホールディングス側では関与をすることがないこと（なお、当社側としての協議・交渉の場には関与しております。)、及びフリークアウト・ホールディングスからの報酬は受領していないこと、並びに当社の株式を保有しているものの、当該保有株式についてフリークアウト・ホールディングスとの間で本公開買付けへの応募に関する合意は存在せず、その保有株式数は僅少であることに鑑み、(ii) 安藤潔氏については、フリークアウト・ホールディングスの執行役員を兼務しているものの、フリークアウト・ホールディングスの執行役員としての業務内容は銀行借り入れに関する業務に限られること、本取引について協議・交渉の場を含めてフリークアウト・ホールディングス側では関与をすることがないこと（なお、当社側としての協議・交渉の場には関与しておりま

す。)、及びフリークアウト・ホールディングスからの報酬は受領していないこと、並びに当社の株式を一切保有していないことに鑑み、当社の事業計画の作成に関与することを承認しております。

(ii) 検討・交渉の経緯

当社は、SBI証券から当社株式の価値算定結果に関する報告、フリークアウト・ホールディングスとの交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受け、赤坂国際会計から当社株式の価値算定結果に関する報告を受けるとともに、森・濱田松本法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応についての助言その他の法的助言を受け、これらを踏まえ、本特別委員会の意見の内容を最大限尊重しながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってまいりました。

具体的には、本公開買付価格については、当社は、2024年10月18日、フリークアウト・ホールディングスから本公開買付価格を460円（当該提案がなされた2024年10月18日の前営業日である同月17日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値376円に対して22.34％、同日までの過去１ヶ月間の終値単純平均値387円に対して18.86％、同日までの過去３ヶ月間の終値単純平均値406円に対して13.30％、同日までの過去６ヶ月間の終値単純平均値416円に対して10.58％のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）とする提案を受けました。また、本新株予約権買付価格については、第１回新株予約権、第２回新株予約権、第３回新株予約権、第５回新株予約権、第７回新株予約権及び第13回新株予約権は、各本新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した460円を下回っていることから、(ⅰ)第１回新株予約権及び第２回新株予約権については、本公開買付価格として提示した460円と第１回新株予約権及び第２回新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額167円の差額（293円）に第１回新株予約権及び第２回新株予約権１個の目的となる当社株式数（120株）を乗じた金額である35,160円、(ⅱ)第３回新株予約権及び第５回新株予約権については、本公開買付価格として提示した460円と第３回新株予約権及び第５回新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額184円の差額（276円）に第３回新株予約権及び第５回新株予約権１個の目的となる当社株式数（120株）を乗じた金額である33,120円、(ⅲ)第７回新株予約権については、本公開買付価格として提示した460円と第７回新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額367円との差額（93円）に第７回新株予約権１個の目的となる当社株式数（120株）を乗じた金額である11,160円、(ⅳ)第13回新株予約権については、本公開買付価格として提示した460円と第13回新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額１円との差額（459円）に第13回新株予約権１個の目的となる当社株式数（100株）を乗じた金額である45,900円とする旨の提案を受けました。第10回新株予

約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権については、各本新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した460円を上回っている、又は権利行使条件を充足していないことを理由に、それらに係る本新株予約権買付価格は１円とする旨の提案を受けました。これに対し、2024年10月23日、当社は、当該提案価格は、前回公開買付価格である727円を大幅に下回っており、当社の少数株主の期待に応えられる水準ではないとして、本公開買付価格並びに第１回新株予約権、第２回新株予約権、第３回新株予約権、第５回新株予約権、第７回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権買付価格の引上げを要請しました。当社は、かかる要請を受けたフリークアウト・ホールディングスから、2024年10月28日に、前回公開買付価格及び本公開買付価格の検討に際しては、当社の事業計画が重要な検討材料の一つとなっているところ、本取引において当社から開示を受けた本事業計画は、前回公開買付けの際に当社から開示を受けた事業計画（以下、「前回事業計画」といいます。）と比較して相当程度下方修正されたものであり、また、前回公開買付後の当社の実際の業績は前回事業計画を相当程度下回って推移していることを踏まえ、本公開買付価格を490円（当該提案がなされた2024年10月28日の前営業日である同月25日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値355円に対して38.03％、同日までの過去１ヶ月間の終値単純平均値382円に対して28.27％、同日までの過去３ヶ月間の終値単純平均値395円に対して24.05％、同日までの過去６ヶ月間の終値単純平均値415円に対して18.07％のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）、本新株予約権買付価格については、第１回新株予約権、第２回新株予約権、第３回新株予約権、第５回新株予約権、第７回新株予約権及び第13回新株予約権は、各本新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した490円を下回っていることから、（ⅰ）第１回新株予約権及び第２回新株予約権については、本公開買付価格として提示した490円と第１回新株予約権及び第２回新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額167円の差額（323円）に第１回新株予約権及び第２回新株予約権１個の目的となる当社株式数（120株）を乗じた金額である38,760円、（ⅱ）第３回新株予約権及び第５回新株予約権については、本公開買付価格として提示した490円と第３回新株予約権及び第５回新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額184円の差額（306円）に第３回新株予約権及び第５回新株予約権１個の目的となる当社株式数（120株）を乗じた金額である36,720円、（ⅲ）第７回新株予約権については、本公開買付価格として提示した490円と第７回新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額367円との差額（123円）に第７回新株予約権１個の目的となる当社株式数（120株）を乗じた金額である14,760円、（ⅳ）第13回新株予約権については、本公開買付価格として提示した490円と第13回新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額１円との差額（489円）に第13回新株予約権１個の目的となる当社株式数（100株）を乗じた金額である48,900円、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権については、各本新株予

約権の当社株式１株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した490円を上回っている、又は権利行使条件を充足していないことを理由に、引き続きそれらに係る本新株予約権買付価格は１円とする旨の２回目の提案を受けました。これに対し、2024年10月30日、当社は、当社において算定した当社の株式価値及び他社の類似案件におけるプレミアムを勘案した当社の検討の結果として、本公開買付価格並びに第１回新株予約権、第２回新株予約権、第３回新株予約権、第５回新株予約権、第７回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権買付価格の引上げを要請しました。当社は、かかる要請を受けたフリークアウト・ホールディングスから、2024年11月５日に、本公開買付価格を495円（当該提案がなされた2024年11月５日の前営業日である同月１日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値356円に対して39.04％、同日までの過去１ヶ月間の終値単純平均値375円に対して32.00％、同日までの過去３ヶ月間の終値単純平均値386円に対して28.24％、同日までの過去６ヶ月間の終値単純平均値414円に対して19.57％のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）、本新株予約権買付価格については、第１回新株予約権、第２回新株予約権、第３回新株予約権、第５回新株予約権、第７回新株予約権及び第13回新株予約権は、各本新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した495円を下回っていることから、（ⅰ）第１回新株予約権及び第２回新株予約権については、本公開買付価格として提示した495円と第１回新株予約権及び第２回新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額167円の差額（328円）に第１回新株予約権及び第２回新株予約権１個の目的となる当社株式数（120株）を乗じた金額である39,360円、（ⅱ）第３回新株予約権及び第５回新株予約権については、本公開買付価格として提示した495円と第３回新株予約権及び第５回新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額184円の差額（311円）に第３回新株予約権及び第５回新株予約権１個の目的となる当社株式数（120株）を乗じた金額である37,320円、（ⅲ）第７回新株予約権については、本公開買付価格として提示した495円と第７回新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額367円との差額（128円）に第７回新株予約権１個の目的となる当社株式数（120株）を乗じた金額である15,360円、（ⅳ）第13回新株予約権については、本公開買付価格として提示した495円と第13回新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額１円との差額（494円）に第13回新株予約権１個の目的となる当社株式数（100株）を乗じた金額である49,400円、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権については、各本新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した495円を上回っている、又は権利行使条件を充足していないことを理由に、引き続きそれらに係る本新株予約権買付価格は１円とする旨の３回目の提案を受けました。これに対し、2024年11月７日、当社は、当社において算定した当社の株式価値、当社の過去の株価と比較したプレミアム水準及び他社の類似案件におけるプレミアムを勘案した当社の検討の結果として、本公開買付価格について650円とすることを要請しました。当社は、

かかる要請を受けたフリークアウト・ホールディングスから、2024年11月８日に、本公開買付価格を520円（当該提案がなされた2024年11月８日の前営業日である同月７日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値362円に対して43.65％、同日までの過去１ヶ月間の終値単純平均値370円に対して40.54％、同日までの過去３ヶ月間の終値単純平均値386円に対して34.72％、同日までの過去６ヶ月間の終値単純平均値413円に対して25.91％のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）、本新株予約権買付価格については、第１回新株予約権、第２回新株予約権、第３回新株予約権、第５回新株予約権、第７回新株予約権及び第13回新株予約権は、各本新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した520円を下回っていることから、（ⅰ）第１回新株予約権及び第２回新株予約権については、本公開買付価格として提示した520円と第１回新株予約権及び第２回新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額167円の差額（353円）に第１回新株予約権及び第２回新株予約権１個の目的となる当社株式数（120株）を乗じた金額である42,360円、（ⅱ）第３回新株予約権及び第５回新株予約権については、本公開買付価格として提示した520円と第３回新株予約権及び第５回新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額184円の差額（336円）に第３回新株予約権及び第５回新株予約権１個の目的となる当社株式数（120株）を乗じた金額である40,320円、（ⅲ）第７回新株予約権については、本公開買付価格として提示した520円と第７回新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額367円との差額（153円）に第７回新株予約権１個の目的となる当社株式数（120株）を乗じた金額である18,360円、（ⅳ）第13回新株予約権については、本公開買付価格として提示した520円と第13回新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額１円との差額（519円）に第13回新株予約権１個の目的となる当社株式数（100株）を乗じた金額である51,900円、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権については、各本新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した520円を上回っている、又は権利行使条件を充足していないことを理由に、引き続きそれらに係る本新株予約権買付価格は１円とする旨の４回目の提案を受けました。その後、フリークアウト・ホールディングスと当社との間で相対でのコミュニケーションによる協議を行い、その結果、当社はフリークアウト・ホールディングスから、2024年11月11日に本公開買付価格を532円（当該提案がなされた2024年11月11日の前営業日である同月８日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値362円に対して46.96％、同日までの過去１ヶ月間の終値単純平均値369円に対して44.17％、同日までの過去３ヶ月間の終値単純平均値385円に対して38.18％、同日までの過去６ヶ月間の終値単純平均値412円に対して29.13％のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）、本新株予約権買付価格については、第１回新株予約権、第２回新株予約権、第３回新株予約権、第５回新株予約権、第７回新株予約権及び第13回新株予約権は、各本新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した532円を下回っていること

から、（ｉ）第１回新株予約権及び第２回新株予約権については、本公開買付価格として提示した532円と第１回新株予約権及び第２回新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額167円の差額（365円）に第１回新株予約権及び第２回新株予約権１個の目的となる当社株式数（120株）を乗じた金額である43,800円、（ⅱ）第３回新株予約権及び第５回新株予約権については、本公開買付価格として提示した532円と第３回新株予約権及び第５回新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額184円の差額（348円）に第３回新株予約権及び第５回新株予約権１個の目的となる当社株式数（120株）を乗じた金額である41,760円、（ⅲ）第７回新株予約権については、本公開買付価格として提示した532円と第７回新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額367円との差額（165円）に第７回新株予約権１個の目的となる当社株式数（120株）を乗じた金額である19,800円、（ⅳ）第13回新株予約権については、本公開買付価格として提示した532円と第13回新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額１円との差額（531円）に第13回新株予約権１個の目的となる当社株式数（100株）を乗じた金額である53,100円、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権については、各本新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額が本公開買付価格として提示した532円を上回っている、又は権利行使条件を充足していないことを理由に、引き続きそれらに係る本新株予約権買付価格は１円とする旨の最終提案を受けました。その結果、2024年11月13日、当社は、フリークアウト・ホールディングスに対して、本公開買付価格を532円、第１回新株予約権１個当たりの買付価格を43,800円、第２回新株予約権１個当たりの買付価格を43,800円、第３回新株予約権１個当たりの買付価格を41,760円、第５回新株予約権１個当たりの買付価格を41,760円、第７回新株予約権１個当たりの買付価格を19,800円、第10回新株予約権１個当たりの買付価格を１円、第11回新株予約権１個当たりの買付価格を１円、第13回新株予約権１個当たりの買付価格を53,100円、第14回新株予約権１個当たりの買付価格を１円及び第15回新株予約権１個当たりの買付価格を１円とすることを応諾する旨の回答を行い、合意に至りました。

(iii) 当社の意思決定の内容

以上の経緯の下で、当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、森・濱田松本法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定に当たっての助言その他の法的助言、SBI証券から受けた財務的見地からの助言及び2024年11月13日付で取得した株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書（SBI証券）」といいます。）の内容、並びに2024年11月14日付で本特別委員会が赤坂国際会計から提出を受けた当社株式に係る株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書（赤坂国際会計）」といいます。）及び本公開買付価格である１株当たり532円が当社の少数株主にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された2024年11月14日付答申書（以

下「本答申書」といいます。）において示された本特別委員会の判断内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値向上を図ることができるか、本公開買付価格等を含む本取引に関する諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

当社は、当社を取り巻く事業環境においては、視聴者の趣向が従来の長尺動画からショート動画に移行している等によりマネタイズ構造やトレンドが急速に変化しており、本資本業務提携開始後の当社の2024年９月期の各四半期において当社グループの売上高が前事業年度比で減少している状況の中で、当社の企業価値を維持向上させ、両社グループの成長を加速させるためには既存の取組みを継続するだけでなく、現在の資本業務提携契約を更に推し進め、より一層踏み込んだ対策を早急に講じ、急速に移り変わる事業環境に対応できる体制を整える必要があると認識しております。

その結果、当社は、本取引を通じて当社株式を非公開化し、フリークアウト・ホールディングスと当社の少数株主との間の構造的な利益相反関係を解消し、これまで以上の一体化した経営を行うことにより、協業体制の構築や経営資源・ノウハウの最大化、意思決定の迅速化・簡素化、事業成長への経営資源の集中を図ることで、機動的かつ着実な経営施策の実行を通じて、以下のようなシナジー創出を見込むことができ、当社及びフリークアウト・ホールディングスの更なる企業価値向上に資するとの結論に至りました。また、当社は非公開化後もフリークアウト・ホールディングスの子会社として独立性を持ちつつ、当社の強みであるインフルエンサー領域やエンターテイメント領域のさらなる成長を目指しております。

（ア）インフルエンサーマーケティング領域への出資等を通じた戦略的な事業提携による成長加速

当社グループがフリークアウト・ホールディングスの完全子会社となり、当社の少数株主の皆様とフリークアウト・ホールディングスとの間で利益相反を生じさせるおそれを払しょくすることで、当社グループを含めたフリークアウト・ホールディングスグループ全体として、インフルエンサーマーケティング領域に強みを持つ事業会社への出資等を通じた戦略的な業務提携を行うことが可能となり、フリークアウト・ホールディングスグループ全体としてインフルエンサーマーケティング事業の更なる成長を実現するとともに、当社グループの事業上の競争力を強化することも実現できると考えております。また、当社グループを取り巻く事業環境の変化に伴い、両グループの経営資源を共有することで、デジタルマーケティング領域におけるテクノロジー強化といった、今後当社グループが注力する領域への投資が可能になると考えております。

(イ) フリークアウト・ホールディングス及び当社グループの総合力の更なる強化

当社グループがフリークアウト・ホールディングスの完全子会社となることで、当社グループとフリークアウト・ホールディングスの経営資源を迅速かつ柔軟に相互活用できる体制が整い、コーポレート機能等両社の組織機能の重複を解消することが可能になり、また、その他フリークアウト・ホールディングスグループと当社グループとの間で人材の配置の最適化を行い、両グループの経験・知見・ノウハウを蓄積していくことで、機動的に、両社間のシナジーをより強く発現させることが可能になると考えております。

具体的には、フリークアウト・ホールディングスの子会社である株式会社ストアギークが開発したストアギークサイネージ（注）を活用することで、当社に所属する数多くのインフルエンサーと協働したインフルエンサーマーケティングのさらなる強化が可能となり、このような営業活動におけるグループのリソースの連携による成長が可能であると考えております。

（注）ストアギークサイネージは、その他フリークアウト・ホールディングスグループの持つマーケティングテクノロジーへの知見及びデジタルサイネージ領域のプロダクト開発力と、リテールメディアに関するノウハウを活かして、株式会社ストアギークが独自開発した、小売企業の店舗の商品陳列棚に設置し広告配信を行う新たなメディアサービスです。

(ウ) その他フリークアウト・ホールディングスグループの各国拠点を活かしたグローバルビジネスの創出、強化

当社グループがフリークアウト・ホールディングスの完全子会社となることで、東アジア（中国、台湾、韓国）、東南アジア（シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、ベトナム）の主要国に進出しているフリークアウト・ホールディングスのネットワーク、人財を最大限活用することが可能となり、当社が成長領域として掲げる非ゲーム領域での海外クライアントとのリレーション構築をより一層推し進めることができると考えております。

(エ) オフィスの統合及び機能の共通化の推進による、さらなる管理コストの効率化等

当社グループがフリークアウト・ホールディングスの完全子会社化となることで、その他フリークアウト・ホールディングスグループと当社グループの部門間のさらなる連携の強化及び両グループのオフィスの統合等のより踏み込んだ施策を行うことが可能となり、当社グループを含めたフリークアウト・ホールディングスグループ全体における管理コストの削減を行うこと及び事業に対してより多くのリソースを割くことで、業務効率の改善につながるものと考え

ております。

なお、当社は、本取引の実行に伴うディスシナジーについても検討した結果、当社が非公開化されることによって、ブランド力低下に伴う取引先、その他のステークホルダーへの影響や従業員のモチベーション低下の可能性が考えられるものの、フリークアウト・ホールディングスは上場会社であり高い社会的信用及び認知度を有していることから、当社が本取引を通じて非公開化されることが、当社の社会的信用や社員のモチベーションに悪影響を与える可能性は低いと考えております。また、フリークアウト・ホールディングスとしては、当社の経営体制等については、当社との間で協議していく方針であること等を踏まえ、当社としては、当社が本取引を通じて非公開化されることは、当社グループの取引先、従業員、その他のステークホルダーにおいて受け入れられると考えており、本取引の実行後においても特段のディスシナジーは発生しないと認識しております。

また、上場廃止に伴う一般的なデメリットとして、資本市場から資金調達を行うことができなくなることや、人材の確保に影響を及ぼす可能性が考えられますが、当社としては、フリークアウト・ホールディングスを通じて、フリークアウト・ホールディングスグループとして株式市場からの資金調達を行うことが可能であると考えていること、上場廃止後の採用活動は上場企業であるフリークアウト・ホールディングスのグループ会社の一員として実施することから、当該悪影響は生じないと考えております。

また、当社は、以下の点から、本公開買付価格である１株当たり532円は妥当な価格であると判断いたしました。

（ア）当該価格が、当社において、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（６）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の関与の下、フリークアウト・ホールディングスとの間で十分な交渉を重ねた結果、合意された価格であること。

（イ）本公開買付価格は、当社株式価値算定書（赤坂国際会計）及び当社株式価値算定書（SBI 証券）に記載の当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価基準法の上限値を上回り、DCF 法に基づく 1 株当たり株式価値レンジの中央値を上回っていること。また、本公開買付価格について、赤坂国際会計が、当社の少

数株主にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンを提出していること。

（ウ）本公開買付価格である 532 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2024 年 11 月 13 日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値 363 円に対して 46.56%のプレミアムを加えた価格、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 365 円に対して 45.75%のプレミアムを加えた価格、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 384 円に対して 38.54%のプレミアムを加えた価格、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 411 円に対して 29.44%のプレミアムを加えた価格であり、本公開買付価格のプレミアムは、経済産業省が「公正な M&A の在り方に関する指針」（以下「公正 M&A 指針」といいます。）を公表した 2019 年 6 月 28 日以降に公表され且つ成立した、本公開買付けと同様、支配株主による非公開化を目的とした他の公開買付け事例 59 件におけるプレミアムの水準（公表日の前日、直近 1 ヶ月間、直近 3 ヶ月間及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値それぞれからのプレミアムの中央値（それぞれ 42.41%、43.04%、40.47%、40.87%）及び平均値（それぞれ 43.28%、45.04%、43.60%、40.78%））に照らして、直近３か月間及び直近６か月間の終値の単純平均値と比較すると劣ってはいるものの、当社が 2024 年 10 月 15 日に「通期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表したとおり、当社が 2023 年 10 月 13 日に開示した 2024 年９月期の業績予想を下方修正したという事情に照らせば、2024 年 10 月 15 日以前の株価よりも同月 16 日以降の株価をより重視すべきであり、かかる観点から、直近 1 か月間の終値の単純平均値及び 2024 年 11 月 13 日終値と比較すれば上記プレミアムの中央値及び平均値を上回ることを踏まえると、合理的な水準と認められること。なお、前回公開買付けにおける公開買付価格は当社の普通株式 1 株あたり 727 円であり、本公開買付価格との乖離があります。しかし、かかる乖離は、前回公開買付け後の環境変化や当社の業績の状況及び株価の推移等が反映されたものであり、当社の現在の業績の状況及び株価の推移等に照らして妥当と考えております。また、当社は、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、フリークアウト・ホールディングスに対し、前回公開買付価格は強く意識される旨を説明した上で交渉を行っており、その交渉の結果として本公開買付価格の引き上げに至っております。以上からすれば、前回公開買付価格は、本公開買付価格の妥当性を左右するものではないと考えております。

（エ）当社は、ファイナンシャル・アドバイザーであるSBI証券による算定結果、SBI証券から提供を受けた同種の完全子会社化事例におけるプレミアムの分析資料等をもとに、本公開買付価格を妥当な水準にまで高めるために、フリークアウト・ホールディングスとの間で交渉を複数回にわたり実施し、かかる交渉の結果として当初提示額よりも、72円（初回提案価格（フリークアウト・ホールディングス）の本公開買付価格460円の約15.65%）引き上げられた価格で決定されたこと。

なお、当社は、2024年10月15日付で「通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表し、2024年９月期の業績予想を下方修正しておりますが、当該修正はクリエイターとの契約変更や、コンテキストドリブンマーケティング事業における市場環境の変動により、売上高が当初の見込みを下回る見通しとなったこと、営業利益に関しても、ゲームタイトルの撤退に伴う損失や、第2四半期に発生したトラブル事案による費用が、構造改革による販管費削減効果を上回り、当初の予想を下回る見通しとなったことによるものであり、本取引とは関係なく実施しており、SBI証券及び赤坂国際会計による当社株式の価値算定結果の前提となる本事業計画の策定にあたっては、SBI証券が複数回当社に対するインタビューを行い、その内容を分析及び検討しており、また、本特別委員会も、当社からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等（梅景匡之氏及び安藤潔氏が本事業計画の作成に関与することを含みます。）について、説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認しており、本事業計画の作成過程及び内容に不合理な点はないものと考えております。

また、当社は、本新株予約権買付価格のうち、第１回新株予約権、第２回新株予約権、第３回新株予約権、第５回新株予約権、及び第７回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権買付価格については、本公開買付価格と各本新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額との差額に各本新株予約権１個の目的となる当社株式数を乗じた金額とされており、本公開買付価格を基準に算定されていることから、本取引を通じて当該本新株予約権者の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な金額であると判断し、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権については、本新株予約権買付価格がそれぞれ１円と決定されていることから、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることが相当と判断するに至りました。

以上により、当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権者のうち、第１回新株予約権、第２回新株予約権、第３回新株予約権、第５回新株予約権、第７回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本

新株予約権者の皆様に対しては、各本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と各本新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額との差額に各本新株予約権１個の目的となる当社株式数を乗じた金額とされていることから、本公開買付けに応募することを推奨し、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、各本新株予約権買付価格が１円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

なお、当社取締役会の決議の詳細については、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（６）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「⑦　当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認」をご参照ください。

その後、当社は、2024 年 12 月 27 日、フリークアウト・ホールディングスより、本公開買付けの結果について、当社の株券等 8,281,928 株の応募があり、買付予定数の下限（3,079,318 株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、そのすべてを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、フリークアウト・ホールディングスは、議決権所有割合 91.55%を保有することとなり、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、フリークアウト・ホールディングスより、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式等売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本株式等売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社は、2025 年 1 月 15 日開催の当社取締役会において、（ⅰ）本株式等売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、上記の経緯及び理由により当社が本取引によりフリークアウト・ホールディングスの完全子会社となることが当社の企業価値の向上に資するものであると判断しており、当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、（ⅱ）本株式売渡対価は本公開買付価格と同一価格であり、本新株予約権売渡対価は本新株予約権買付価格と同一の価格であるところ、当該価格の決定に際しては、下記「（２）本株式等売渡請求の承認に当たり本売渡株主及び本売渡新株予約権者の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主及び本売渡新株予約権者の皆様にとって合理的な価格であり、本売渡株主及び本売渡新株予約権者の皆様の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、（ⅲ）フリークアウト・ホールディングスによれば、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後

発生する可能性も認識していないこと、（ⅳ）本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本株式等売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、（ⅴ）本公開買付けの開始日以降 2025 年 1 月 15 日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本株式等売渡請求は、本売渡株主及び本売渡新株予約権者の利益に配慮したものであり、本株式等売渡請求の条件等は適正であると判断し、当社がフリークアウト・ホールディングスの完全子会社となるための本取引を進めるべく、フリークアウト・ホールディングスからの通知のとおり、本株式等売渡請求を承認する旨を決議しました。

（２）本株式等売渡請求の承認に当たり本売渡株主及び本売渡新株予約権者の利益を害さないように留意した事項

本株式等売渡請求は本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（６）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」に記載のとおり、フリークアウト・ホールディングス及び当社は、本公開買付けの段階から当社がフリークアウト・ホールディングスの連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、フリークアウト・ホールディングスと当社の少数株主との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引に該当することに鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置として、それぞれ以下のような措置を実施しております。

なお、以下の記載のうち、フリークアウト・ホールディングスにおいて実施した措置については、フリークアウト・ホールディングスから受けた説明に基づくものです。

① フリークアウト・ホールディングスにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

フリークアウト・ホールディングスは、本公開買付価格を決定するにあたり、フリークアウト・ホールディングス及び当社から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、2024 年 11 月 13 日付で株式価値算定書を取得しているとのことです、詳細については、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（３）算定に関する事項」の「①　公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（３）算定に関する事項」の「②　当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、当社は本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、フリークアウト・ホールディングス及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSBI証券に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、2024年11月13日付で、当社株式価値算定書（SBI証券）を取得いたしました。なお、SBI証券は、フリークアウト・ホールディングス及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、SBI証券は前回公開買付けにおいて、フリークアウト・ホールディングスのファイナンシャル・アドバイザーに選任されていたものの、当時当社株式の価格算定は行っておらず、現在は当該アドバイザーとしての職務は終了していること並びに現在SBI証券及びフリークアウト・ホールディングスの間で取引は存在しないことから、本特別委員会は、第１回特別委員会において、SBI証券の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、当社の第三者算定機関として承認しております。

当社がSBI証券から取得した当社株式価値算定書（SBI証券）の概要については、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（３）算定に関する事項」の「②　当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「（ⅱ）当社株式に係る算定の概要」をご参照ください。

③　特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（３）算定に関する事項」の「③　特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、前回公開買付けから近接した時期に本取引を検討することから、より慎重な検討を行うため、フリークアウト・ホールディングス及び当社から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計に対して、当社株式の株式価値の算定及び本取引における取引条件についての当社の少数株主にとっての財務的な観点からの公正性についての意見表明を依頼し、2024年11月14日付で、当社株式価値算定書（赤坂国際会計）及び本フェアネス・オピニオンを取得いたしました。なお、赤坂国際会計は、フリークアウト・ホールディングス及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

④　当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引に関する当社取締役会における意思決定の過程における公正性及び適正性を担保するため、フリークアウト・ホールディングス及び当社から独立したリーガ

ル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の過程、意思決定の方法その他の留意点について法的助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所は、フリークアウト・ホールディングス及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、森・濱田松本法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出されるものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

⑤　当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i)　設置等の経緯

当社は、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応するため、本取引を公正な手続で進めるとともに本取引に係る諸条件の妥当性等をより公正かつ慎重に検討するため、当社取締役会の諮問機関として、2024 年８月 16 日に開催された当社臨時取締役会における決議により、本特別委員会を設置しましたが、かかる本特別委員会の設置に先立ち、当社は、フリークアウト・ホールディングス及び当社から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、森・濱田松本法律事務所の助言も得つつ、当社の取締役会に対して、フリークアウト・ホールディングスから本取引に関する協議を開始したい旨の意向を受けた旨、並びに本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当するため、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を説明をいたしました。その上で、当社は、本特別委員会の委員の候補者が、フリークアウト・ホールディングスからの独立性を有すること、及び本取引の成否に関して少数株主とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、当社の社外取締役と協議し、森・濱田松本法律事務所の助言を得て、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、社外取締役（監査等委員）である長南伸明氏及び一木裕佳氏並びに社外有識者である若槻哲太郎氏の３名を本特別委員会の委員の候補として選定いたしました（なお、本特別委員会は、委員長として長南伸明氏を選定し、本特別委員会の委員は設置当初から変更されておりません。また、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定金額のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用しておりません。）。

そして、当社は、2024 年８月 16 日開催の当社臨時取締役会において、上記の

とおりの決議を行いました。

その上で、当社は、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(２)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2024 年８月 16 日付の取締役会決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、(ⅰ)本取引の目的の合理性(本取引が当社の企業価値向上に資するかを含みます。)、(ⅱ)本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の妥当性を含みます。)、(ⅲ)本取引に係る手続の公正性・妥当性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含みます。)、(ⅳ)本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、(ⅴ)上記を踏まえ、当社取締役会が本取引の実施に関する決定を行うことが、当社の少数株主に不利益か否か(以下、かかる(ⅰ)ないし(ⅴ)の事項を総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問いたしました。

また、当社取締役会は、特別委員会への諮問にあたり、当社取締役会は、本取引の実施に関する意思決定を行うにあたって、本公開買付けへの賛否を含め、特別委員会による答申を最大限尊重するものとし、特別委員会が、本取引の実施又は取引条件が妥当でないと判断した場合、当社取締役会は本取引の承認は行わない(本公開買付けに賛同しないことを含む。)ものとすることを決議しております。併せて、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a)当社が本取引について買付者との間で行う交渉に実質的に関与することの権限(必要に応じて、買付者との交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び自ら買付者と交渉を行うことを含みます。)、(b)必要に応じ自らの財務若しくは法務に関するアドバイザー(以下「アドバイザー等」という。)を選任し(この場合の費用は当社が負担するものといたします。)、又は、当社の費用により、当社のアドバイザー等を指名し若しくは承認する(事後承認を含みます。)こと(なお、特別委員会は、当社のアドバイザー等の独立性及び専門性に問題がないことを確認した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができるものといたします。)、(c)特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限、(d)当社の費用負担の下、本取引に係る調査(本取引に関係する当社グループの役職員又は本取引に係る当社のアドバイザー等に対し、本諮問事項の検討及び判断に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含む。)を行う権限、(e)本取引のために講じるべき公正性担保措置の程度を検討し、必要に応じて意見・提言する権限、(f)その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と特別委員会が認める権限を付与しております。

上記当社取締役会において、当社の取締役７名のうち、フリークアウト・ホールディングスの役職員を兼任する役員、または過去にフリークアウト・ホールディングスの役職員であった役員である永井秀輔氏及び鈴木司氏を除く５名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、決議を行いました。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2024 年８月 16 日より同年 11 月 14 日までの間に合計 11 回、計約 15 時間にわたって会議を開催し本諮問事項についての協議及び検討等を行うとともに各会日間においても、必要に応じて都度電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。なお、本特別委員会は、当社が森・濱田松本法律事務所を法務アドバイザーとすること、及び SBI 証券をファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関とすることについて、その独立性に問題がないことを確認した上で、その選任を承認するとともに、本特別委員会として、必要に応じてこれらの当社アドバイザーから専門的助言を得ております。

また、本特別委員会は、2024 年９月５日、独自の第三者算定機関として、SBI 証券に加えて赤坂国際会計を選任しております。

そして、当社から、当社の事業内容、事業環境、経営課題、事業計画の内容、その前提及び作成経緯並びに本取引の意義・目的及び本取引における当社の検討体制等について説明を受け、書面での質疑及び口頭での質疑応答を行いました。

更に、フリークアウト・ホールディングスから 2024 年８月９日付で提出された提案書を踏まえて、フリークアウト・ホールディングスとの間で、当社の事業環境及び経営課題に対する認識、本取引の目的・意義、本取引後の組織・経営方針、本取引の手続・条件等について書面での質疑を行うとともに、本公開買付価格について、フリークアウト・ホールディングスとの間で複数回に亘る協議・交渉を重ねました。

加えて、赤坂国際会計から当社の事業計画及び当社の市場株価等を踏まえた株式価値算定の内容、方法等及びフリークアウト・ホールディングスによる本公開買付価格の提案内容等について説明を受け質疑応答を行い、また、赤坂国際会計からは、本公開買付けの買付価格が当社の少数株主にとって財務的見地から公正であるかどうかについての意見を聴取し、質疑応答を行いました。

また、SBI 証券から、当社の事業計画及び当社の市場株価等を踏まえた株式価値算定の内容、方法等、本公開買付けと類似する他の公開買付け事例（以下「類似完全子会社化事例」といいます。）のプレミアム分析及びフリークアウト・ホールディングスによる本公開買付価格の提案内容等について説明を受け質疑応答を行いました。

あわせて、当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、特別委員会の設置が求められる背景、特別委員会の役割等について説明を受け、本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けました。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、森・濱田松本法律事務所から受けた法的見地からの助言、並びに赤坂国際会計から受けた財務的見地からの助言、2024 年 11 月 14 日付で提出を受けた当社株式価値算定書（赤坂国際会計）及び本フェアネス・オピニオン並びに SBI 証券から受けた財務的見地からの助言、2024 年 11 月 13 日付で提出を受けた当社株式価値算定書（SBI 証券）の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、同日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

(a) 答申内容

1. 本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は合理的である。
2. 本取引の取引条件（本取引の実施方法や対価を含む。）は妥当である。
3. 本取引の手続は公正である。
4. 本公開買付けに対して当社取締役会が賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権の所有者のうち、第１回新株予約権、第２回新株予約権、第３回新株予約権、第５回新株予約権、第７回新株予約権及び第 13 回新株予約権に係る本新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、第 10 回新株予約権、第 11 回新株予約権、第 14 回新株予約権及び第 15 回新株予約権に係る本新株予約権者に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の判断に委ねることは相当である。
5. 上記第 1 項乃至第 4 項その他の事項を踏まえ、当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権者のうち、第１回新株予約権、第２回新株予約権、第３回新株予約権、第５回新株予約権、第７回新株予約権及び第 13 回新株予約権に係る本新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、第 10 回新株予約権、第 11 回新株予約権、第 14 回新株予約権及び第 15 回新株予約権に係る本新株予約権者に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の判断に委ねる旨を決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではなく、また、本公

開買付けが成立した後に行われる一連の取引を通じたフリークアウト・ホールディングスによる当社の完全子会社化の実施に関する決定を行うことは、当社の少数株主に不利益ではない。

(b)答申理由

1. 本取引の目的の合理性について

以下の点を総合的に考慮すると、本取引は、当社の企業価値の向上に資するといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられる。

(i) 事業会社との資本提携

フリークアウト・ホールディングスは、①TikTok、インスタグラムの領域に強みを持つ事業会社への出資や子会社化を通じた業務提携が必要であること、②資金力とグループ戦略最適化の観点から、その提携事業の主体としては当社ではなくフリークアウト・ホールディングスがふさわしいと考えていること、③当社の上場を維持したままで提携事業を進めると、当該提携事業が当社の少数株主との間で利益相反を生じさせる恐れがあることを理由に、かかる懸念を払しょくしてグループとして正しく同領域を成長させるために本取引を行う必要があるものとして、本取引の提案を行っていること。

そして、①の点は、まさに、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 当社の意思決定の内容」に記載のとおり、当社が直面している市場環境の構造的変化に対応するためのダイレクトな施策であり、かつ、相手方をグリップして十分なシナジーを創出するためには資本関係の構築が必要となることは首肯できるものであること。

また、②の点につき、当社株式の出来高や時価総額、直近の業績等に鑑みると、当社が資本関係構築に必要な資金を独自に調達することにはハードルがあり、フリークアウト・ホールディングスの資金力を活用することの必要性、合理性が認められること。

さらに、③の点につき、当社がフリークアウト・ホールディングスの 100%子会社でないことを理由とする利益相反関係が各種営業等の障壁になっており、かかる問題が他の事業会社への出資や子会社化という側面でも顕在化することは明らかと思われるから、本取引を通じた当社の完全子会社化によって、これらの利益相反状態の解消が行われることにも合理性が認められること。

以上によれば、本取引により当社がフリークアウト・ホールディングスの

100%子会社となることにより、事業会社との資本提携を進めることは、当社の事業価値の向上に資し、合理性があると認められること。

(ii) 抜本的な各種投資

また、一連の質問状のやり取りやヒアリングによれば、当社親会社であるフリークアウト・ホールディングスにおいても、当社においても、これ以上のコスト削減の余地が限られる中、このまま放置していると営業赤字状態の恒常化に進む危機感があり、本年３月頃から当社を非公開化して抜本的な対策をしなければ企業価値の保持は難しいとの切迫感を共有している状態であること。

そして、抜本的な施策としては、クリエイターマネジメントシステムの大幅改修開発、マネタイズ手段の多様化、クリエイターの育成及びサポートのための人的、物的支援拡充等があるところ、これらの施策には、人件費を中心とする投資コストを要し、その効果が業績に反映されるまでには中長期の時間を要する反面、短期的には財務状況が悪化する可能性がある。そして、当社の規模、業績状況に照らすと、このような施策を、当社に少数株主が存在する状態で思い切って実施することには困難を伴うと解されること。

また、親会社である公開会社として、100%子会社でない当社を優先して、公開会社のリソースを思い切って投入することにも困難を伴うと解されること。

したがって、本取引により当社がフリークアウト・ホールディングスの100%子会社となることにより、上記の抜本的な各種投資を実行、加速させることは、当社の企業価値の向上に資し、合理性があると認められること。

(iii) 利益相反状態の解消

現時点では、フリークアウト・ホールディングスと当社の取引先が共通している例をはじめ、事業の各種局面で利害相反の問題に直面し、個別案件ごとの個別協議を経て解決にあたる例があるとのことであり、かかる事態は、前回公開買付け時に想定した以上に足かせとなり、事業の決断のスピードを鈍らせ、非効率な業務増大に繋がっていると認められること。

また、事業等の振り分け後も、振り向けられなかった企業の参加の有無や参加の程度には自ずと限界が生じ、フリークアウト・ホールディングスグループと当社グループの総合力ではない、制約下での事業展開となるものであり、実力値以下の業績に繋がり易い状況と言えること。

よって、本取引により当社がフリークアウト・ホールディングスの100%子会社となることにより、かかる利益相反状態を解消することは、当社の企

業価値の向上に資し、合理性があると認められること。

(iv) 人的リソースの共有、人材交流等

フリークアウト・ホールディングスとしては、前回公開買付け時に予定した施策に関し、当社に少数株主がいる状態でこれ以上の人的リソースの追加提供を行うことは困難としている。

特に、フリークアウト・ホールディングスとしては、当社にはエンジニアの人員や組織体制が不足しているとの認識があるところ、これを改善するための追加リソースの提供には本取引による 100%子会社化が必須との見解であること。

また、現時点では、特に責任者クラスでの人事異動が困難な状況であるところ、フリークアウト・ホールディングスとして、本取引による100%子会社化が実現した際には、双方向の人材ローテーション（特にマーケティング部門を想定）、相互人材交流の促進を通じた成長機会を提供する予定とのことである。また、例えばコーポレート部署は統合予定とのことであり、これにより人的リソースの作出がなされると想定される。このように、本取引が実施されることにより、フリークアウト・ホールディングスグループ全体からみた適材適所の人員配置、人材作出が実現すると思われること。

よって、本取引により当社がフリークアウト・ホールディングスの100%子会社となることにより、人的リソースの共有、人材交流が進むことは、当社の企業価値の向上に資し、合理性があると認められること。

(v) 上場維持に要するコスト削減

当社は、毎年、上場に伴う経費として、監査報酬、証券代行委託事務費用、その他の支出を行っている他、コーポレートガバナンス・コードへの対応をはじめ、上場株式関連業務のために管理部門人員の一定時間を投入していること。

しかし、本取引による非上場化がなされれば、かかる上場コストの削減や、管理部門に割かれている人材の有効活用等をなすことが期待できること。

特に、フリークアウト・ホールディングスと当社は、現在、親子上場の状態にあるため、上場維持コストが重複している要素があると言え、これが解消されることのよるグループ全体の効率化が見込まれること。

(vi) 当社独立性の維持及びディスシナジーへの配慮

フリークアウト・ホールディングスによれば、現在当社は、フリークアウト・ホールディングスグループにおいてインフルエンサーマーケティング

事業を担う中核子会社であり、本取引後も当社のかかる位置付けが変わることは想定されておらず、社名、ブランド変更や合併等も現時点では想定されていないとのことであること。

また、本取引の実施後も、当社の経営体制について急激な変更を行う予定はなく、当社の代表取締役等による経営継続を想定していること。

さらに、当社従業員に関しても、現在の雇用条件を維持する予定とのことであり、既存のストックオプションに代わる新たなインセンティブプランの導入も検討する予定であること。

そして、フリークアウト・ホールディングスは、テクノロジー企業としてエンジニア優位の人事制度・各種手当などを設けているフリークアウト・ホールディングスと、エンターテインメント企業としてクリエイターを尊重している当社の企業文化や各種手当の相違を認識した上、当社の企業文化を尊重する方針であること。

以上によれば、本取引後も当社の独立性の維持がなされるものであり、本取引によって当社の強みが失われるようなことは想定されず、また、本取引によって生じる可能性があるディスシナジーにも配慮をしていると思われること。

2. 本取引の取引条件の妥当性について

以下の事項を総合的に考慮すると本公開買付価格は妥当であると判断する。

(i) 本公開買付価格は、当社株式価値算定書（赤坂国際会計）及び当社株式価値算定書（SBI 証券）に記載の当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価基準法の上限値を上回り、DCF 法に基づく１株当たり株式価値レンジの中央値を上回っていること。また、本公開買付価格について、赤坂国際会計が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンを提出していること。

(ii) 本公開買付価格である 532 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2024 年 11 月 13 日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値 363 円に対して 46.56%のプレミアムを加えた価格、直近１ヶ月間の終値の単純平均値 365 円に対して 45.75%のプレミアムを加えた価格、直近３ヶ月間の終値の単純平均値 384 円に対して 38.54%のプレミアムを加えた価格、直近６ヶ月間の終値の単純平均値 411 円に対して 29.44%のプレミアムを加えた価格であり、本公開買付価格のプレミアムは、経済産業省が「公正 M&A 指針」を公表した 2019 年６月 28 日以降に公表され且つ成立した、本公開買付けと同様、支配株主による非公開化を目的とした本公開買付けと類似する他の

公開買付け事例 59 件におけるプレミアムの水準（公表日の前日、直近１ヶ月間、直近３ヶ月間及び直近６ヶ月間の終値の単純平均値それぞれからのプレミアムの中央値（それぞれ 42.41%、43.04%、40.47%、40.87%）及び平均値（それぞれ 43.28%、45.04%、43.60%、40.78%））に照らしても、合理的な水準と認められること。なお、約１年３ヶ月前に実施された前回公開買付けにおける公開買付価格は当社の普通株式１株あたり 727 円であり、本公開買付価格との乖離がある。しかし、かかる乖離は、前回公開買付け後の環境変化や当社の業績の状況及び株価の推移等が反映されたものであり、当社の現在の業績の状況及び株価の推移等に照らして妥当といいうる。また、当社は、本意見表明プレスリリースの「３.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、フリークアウト・ホールディングスに対し、前回公開買付価格は強く意識される旨を説明した上で交渉を行っており、その交渉の結果として本公開買付価格の引き上げに至っている。以上からすれば、前回公開買付価格は、本公開買付価格の妥当性を左右するものではない。

(iii) 当社は、2024 年 10 月 15 日付「通期業績予想の修正に関するお知らせ」において、当社の 2024 年９月期の業績予想の下方修正を公表しているところ、当該修正は合理的に見積もった数値を基礎として適時開示基準に該当したために開示に至ったものと認められ、当該修正が本取引とは関連して実施されたとは認められず、当社経営陣の恣意性が認められるものではないこと。また、当該検討の方法、判断内容及び開示時期についてフリークアウト・ホールディングスの関与は認められないこと。

(iv) 当社株式価値算定書（赤坂国際会計）及び当社株式価値算定書（SBI 証券）の基礎となる当社作成の本事業計画については、本特別委員会は、その作成経緯に関して、当社から詳細な説明を受け、作成の前提、内容等について質疑応答を行い合理性の確認に努めたが、フリークアウト・ホールディングスの恣意的な圧力が介在した事実等は認められず、本事業計画は合理的に作成されたものと認められること。

(v) 赤坂国際会計及び SBI 証券は、当社株式価値算定書（赤坂国際会計）及び当社株式価値算定書（SBI 証券）において、市場株価法、DCF 法を採用しているところ、赤坂国際会計及び SBI 証券から、当社株式の株式価値の算定方法及び評価プロセス、算定に係る進捗状況等について詳細な説明及び経過報告を受け、そのいずれについても不合理な点は見当たらないことを確認したこと。とりわけ、本特別委員会においては、赤坂国際会計及び SBI 証券から、当社株式価値算定書における株式価値評価に用いられた算定手法、DCF 法における割引率

（WACC）等のパラメータの数値、継続価値の算定方法及びその採用理由その他の前提、他社事例におけるプレミアムの実例等について説明を受けて検討したが、恣意的な数値操作や特に不合理な点は見当たらなかったこと。

(vi) 本特別委員会は、第三者算定機関である SBI 証券による算定結果、SBI 証券から提供を受けた同種の完全子会社化事例におけるプレミアムの分析資料等をもとに、本公開買付価格を妥当な水準にまで高めるために、フリークアウト・ホールディングスとの間で独立当事者間の取引における交渉と同視できる交渉を複数回にわたり実施し、かかる交渉の結果として当初提示額よりも、72 円（初回提案価格（フリークアウト・ホールディングス）の本公開買付価格 460 円の約 15.65%）引き上げられた価格で決定されたこと。

(vii) 本新株予約権の買付価格は第１回新株予約権については１個当たり 43,800 円、第２回新株予約権については１個当たり 43,800 円、第３回新株予約権については１個当たり 41,760 円、第５回新株予約権については１個当たり 41,760 円、第７回新株予約権については１個当たり 19,800 円、第 13 回新株予約権については１個当たり 53,100 円、第 10 回新株予約権については１個当たり１円、第 11 回新株予約権については１個当たり１円、第 14 回新株予約権については１個当たり１円、第 15 回新株予約権については１個当たり１円である。フリークアウト・ホールディングスからの書面による提案によれば、本新株予約権買付価格については、本公開買付価格と各本新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額との差額に本新株予約権の目的となる当社株式数を乗じた金額としており、他方で、権利行使条件未充足の本新株予約権については、いずれも１円としている旨の説明を受けている。この点、権利行使条件を充足している本新株予約権については、本新株予約権者は、本新株予約権を行使して本公開買付けに応募することができることから、本公開買付価格と各本新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額との差額を新株予約権者に交付することが合理的であり、また、権利行使条件未充足の本新株予約権については、行使条件を充足できていないことが明らかであり、経済的な価値を認めることは困難であることを踏まえると、かかる本新株予約権の１個当たりの買取価格を１円に設定することは合理的であると認められること。

(viii) 本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載によれば、スクイーズアウト手続により少数株主に交付される金銭は、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となることが予定されている。したがって、スクイーズアウト手続における少数株主に交付される金銭の金額も妥当といえること。

3.　本取引の手続の公正性について

以下の点から、当社の少数株主の利益を図る観点から、本取引の手続には公正性が確保されていると考えられる。

(i)　当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応するため、本取引を公正な手続で進めるために、当社取締役会の諮問機関として、2024年８月16日に開催された当社臨時取締役会における決議により、本特別委員会を設置していること。

本特別委員会における審議、検討及び交渉の経緯及び判断内容については本答申書に記載のとおりであり、本特別委員会に付与された権限に基づき実質的に充実した審議、検討及びフリークアウト・ホールディングスとの間の複数回に亘る真摯な交渉が行われていること。

(ii)　独立した法律事務所からの助言

当社は、フリークアウト・ホールディングス及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の過程、意思決定の方法その他の留意点に関する法的助言を受けていること。

なお、森・濱田松本法律事務所は、フリークアウト・ホールディングス及び当社のいずれの関連当事者にも該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。また、森・濱田松本法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出されるものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていない。なお、当社取締役（監査等委員）である河島勇太氏は、森・濱田松本法律事務所に所属しているところ、同氏はリーガル・アドバイザーとして本取引に関与しておらず、また、本特別委員会の委員にも入っていない。

また、本特別委員会は、第１回本特別委員会会議において、森・濱田松本法律事務所について、フリークアウト・ホールディングス及び当社の関連当事者には該当しないこと、及び本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、当社がリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任することを承認している。

(iii) 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

本特別委員会は、前回公開買付けから近接した時期に本取引を検討することから、より慎重な検討を行うため、フリークアウト・ホールディングス及び当社から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計に対して、当社株式の株式価値の算定及び本取引における取引条件についての当社の少数株主にとっての財務的な観点からの公正性についての意見表明を依頼し、2024 年 11 月 14 日付で、当社株式価値算定書（赤坂国際会計）及び本フェアネス・オピニオンを取得していること。

赤坂国際会計は、フリークアウト・ホールディングス及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。また、本取引に係る赤坂国際会計の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていない。

(iv)　当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、フリークアウト・ホールディングスから提示された本公開買付価格に関する当社の意思決定における公正性を担保するために、フリークアウト・ホールディングス及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である SBI 証券に対して、当社株式の価値の算定を依頼し、2024 年 11 月 14 日付で当社株式価値算定書（SBI 証券）を取得していること。

なお、SBI 証券は、フリークアウト・ホールディングス及び当社のいずれの関連当事者にも該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していない。また、SBI 証券は前回公開買付けにおいて、フリークアウト・ホールディングスのファイナンシャル・アドバイザーに選任されていたものの、当時当社株式の価格算定は行っておらず、現在は当該アドバイザーとしての職務は終了していること、また、現在 SBI 証券及びフリークアウト・ホールディングスの間で取引は存在しない。

また、本取引に係る SBI 証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれている。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合にも当社に相応の金銭負担が生じる報酬体系との是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれることを以て独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により SBI 証券を当社の第三者算定機関として選任した。

このような当社の判断に不合理な点はなく、本特別委員会は、2024 年８月 16 日の本特別委員会において、SBI 証券の独立性及び専門性に問題がな

いことを確認した上で、当社のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関として承認している。

(v) 当社における独立した検討体制の構築

当社は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、フリークアウト・ホールディングスから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築していること。

具体的には、当社は、2024年８月16日付取締役会において、本特別委員会の意見及び森・濱田松本法律事務所の助言も踏まえ、フリークアウト・ホールディングスと利益を共通にしている又はその可能性がある者を除外した上で、当社の安藤取締役を中心とするプロジェクトチームにより行われる体制を構築した。また、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、フリークアウト・ホールディングスの執行役員を兼務する当社の取締役永井秀輔氏及び取締役鈴木司氏は、当社取締役会における本取引の検討に関する議題の審議には一切参加しておらず、当社の立場において本取引の検討、本取引に係るフリークアウト・ホールディングスとの協議・交渉にも一切参加していない。当社では、本特別委員会とともに、当該体制により、当社とフリークアウト・ホールディングスとの間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び当社株式の価値評価の基礎となる当社事業計画の作成過程に関与している。

なお、(i)安藤潔氏については、フリークアウト・ホールディングスの執行役員を兼務しているものの、フリークアウト・ホールディングスの執行役員としての業務内容は銀行借り入れに関する業務に限られること、本取引についてフリークアウト・ホールディングス側では関与をすることがないこと（なお、当社側としての協議・交渉の場には関与している。）、及び2024年10月分よりフリークアウト・ホールディングスからの報酬は受領していないこと、並びに当社の株式を一切保有していないことに鑑み、(ii)梅景匡之氏については、フリークアウト・ホールディングスの執行役員を兼務しているものの、フリークアウト・ホールディングスの執行役員としての業務内容は当社の担当役員としての業務に限られること、本取引についてフリークアウト・ホールディングス側では関与をすることがないこと（なお、当社側としての協議・交渉の場には関与している。）、及び2024年10月分よりフリークアウト・ホールディングスからの報酬は受領していないこと、並びに当社の株式を保有しているものの、当該保有株式についてフリークアウト・ホールディングスとの間で本公開買付けへの応募に関する合意は存在せず、その保有株式数は僅少であること、(iii) その他のメンバー当社職員

3名については、フリークアウト・ホールディングスの役職員を兼務していないことに鑑み、本取引におけるフリークアウト・ホールディングスからの独立性に問題がないことを本特別委員会において確認していること。

(vi) 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認

当社は、2024年８月16日付取締役会において、当社の取締役７名のうち、フリークアウト・ホールディングスの役職員を兼任する役員である永井秀輔氏及び鈴木司氏を除く５名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本特別委員会の設置を決議していること。また、2024年11月14日に実施予定の当社取締役会においては、本公開買付けに係る決議に関して、当社の取締役７名のうち、フリークアウト・ホールディングスの役職員を兼任する役員である永井秀輔氏及び鈴木司氏を除く５名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対しては、本公開買付けへの応募を推奨する旨、本新株予約権者のうち、第１回新株予約権、第２回新株予約権、第３回新株予約権、第５回新株予約権、第７回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権者に対して、本公開買付けに応募することを推奨し、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第14回新株予約権及び第15回新株予約権新株予約権に係る本新株予約権者に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者のご判断に委ねる旨を決議する予定であること。

(vii) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

フリークアウト・ホールディングスは、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていないこと。また、フリークアウト・ホールディングスは、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日としていること。

マーケット・チェックは、当初の買収提案よりも条件のよい対抗提案を行う対抗的買収提案者の存否の確認を通じて、対象会社の価値や取引条件の妥当性に関する重要な参考情報が得られることに加えて、当初の買収提案者に対して、対抗的買収提案者が出現する可能性を踏まえて、対抗提案において想定される以上の取引条件を提示することを促す方向に働くため、取

引条件の形成過程における対象会社の交渉力が強化され、企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で M&A が行われることに資するという機能を有するとの指摘があるところ、本取引においては、上記公開買付期間の設定とあわせ対抗的な買付け等の機会を確保していることにより、いわゆる間接的なマーケット・チェックが行われており、公正性担保措置として評価できること。

(viii) 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置等

フリークアウト・ホールディングスは、(i)本公開買付けの決済の完了後速やかに、本株式等売渡請求をすること又は本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主（フリークアウト・ホールディングス及び当社を除く。）に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii)本株式等売渡請求又は本株式併合をする際に、当社の株主に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（フリークアウト・ホールディングス及び当社を除く。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていること、(iii)スクイーズアウトに反対する株主は、株式等売渡請求の対象株式又は株式併合による１株に満たない端数の全部を公正な価格をもって買い取るよう当社に請求することができる上、裁判所に対して当該買取価格の決定を求める申立てを行うことも可能であり、かつ、この旨は株主に事前告知される予定であることから、当社の株主の皆様（フリークアウト・ホールディングス及び当社を除く。）が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しており、公正性担保措置として評価できること。

(ix) 充実した情報開示

フリークアウト・ホールディングス及び当社から、法令及び金融商品取引所の適時開示規制による開示制度を遵守するのみならず、公開買付届出書、意見表明報告書及びプレスリリースにおいて本特別委員会に関する情報、株式価値算定書に関する情報等を開示する予定であり、当社の株主の適切な判断に資する充実した情報の開示であると評価できること。

(x) マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）の買付予

定数の下限の未設定

フリークアウト・ホールディングスからは、本件では、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件まで設定しない旨の説明がなされている。

この点、フリークアウト・ホールディングスによれば、フリークアウト・ホールディングスは既に当社株式の過半数を保有しているため、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件まで設定すると、買付予定数の下限が上記想定よりも引き上げられる形となり、本取引の成立を不安定なものとし、かえって、本公開買付けに応募することを希望する株主の利益に資さない可能性があるため、同条件を設定することは想定していないとのことである。かかる理由説明には合理性が認められるほか、本取引では、他に十分な公平性担保措置が講じられていること等も踏まえると、本取引においてマジョリティ・オブ・マイノリティ条件まで設定しなければ取引条件の公平性・妥当性が損なわれるような事情は認められないこと。

(xi) その他

その他本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、当社がフリークアウト・ホールディングスより不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められないこと。

4. 賛同意見表明及び応募推奨の是非

上記 1.から 3.の検討によれば、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的には合理性が認められると考えられ、本取引の取引条件には妥当性が認められ、また、本取引に係る手続には公正性が認められるため、当社取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権の所有者のうち、第１回新株予約権、第２回新株予約権、第３回新株予約権、第５回新株予約権、第７回新株予約権及び第 13 回新株予約権に係る本新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、第 10 回新株予約権、第 11 回新株予約権、第 14 回新株予約権及び第 15 回新株予約権に係る本新株予約権者に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の判断に委ねる旨を決議するべきである。

5. 当社取締役会が本取引の実施を決定することは、当社の少数株主に不利益か否か

上記「1.本取引の目的の合理性について」記載のとおり、本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的には合理性が認められると考えられ、

本取引の取引条件には妥当性が認められ、また、本取引に係る手続には公正性が認められ、その他、当社の少数株主にとって不利益となるような事情も認められないため、当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権者のうち、第１回新株予約権、第２回新株予約権、第３回新株予約権、第５回新株予約権、第７回新株予約権及び第 13 回新株予約権に係る本新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、第 10 回新株予約権、第 11 回新株予約権、第 14 回新株予約権及び第 15 回新株予約権に係る本新株予約権者に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の判断に委ねる旨を決議することは、当社の少数株主にとって不利益なものではなく、また、本公開買付けが成立した後に行われる一連の取引を通じたフリークアウト・ホールディングスによる当社の完全子会社化の実施に関する決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

⑥　当社における独立した検討体制の構築

本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、フリークアウト・ホールディングスから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2024 年８月９日にフリークアウト・ホールディングスから一次意向表明書の提出を受けた後、本取引に関する検討（当社の株式価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びにフリークアウト・ホールディングスとの協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置し、そのメンバーである、（i）当社取締役である安藤潔氏については、フリークアウト・ホールディングスの執行役員を兼務しているものの、フリークアウト・ホールディングスの執行役員としての業務内容は銀行借り入れに関する業務に限られること、本取引について協議・交渉の場を含めてフリークアウト・ホールディングス側では関与をすることがないこと（なお、当社側としての協議・交渉の場には関与しております。）、及びフリークアウト・ホールディングスからの報酬は受領していないこと、並びに当社の株式を一切保有していないことに鑑み、（ii）当社代表取締役である梅景匡之氏については、フリークアウト・ホールディングスの執行役員を兼務しているものの、フリークアウト・ホールディングスの執行役員としての業務内容は当社の経営を行う担当役員としての業務に限られること、本取引について協議・交渉の場を含めてフリークアウト・ホールディングス側では関与をすることがないこと（なお、当社側としての協議・交渉の場には関与しております。）、及びフリークアウト・ホールディングスからの報酬は受領していないこと、並びに当社の株式を保有しているものの、当該保有株式についてフリークアウト・ホールディングス

との間で本公開買付けへの応募に関する合意は存在せず、その保有株式数は僅少であることに鑑み、(iii) その他のメンバーである当社職員３名については、フリークアウト・ホールディングスの役職員を兼務していないことに鑑み、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断を行う体制（本公開買付けの検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会により承認を受けております。

⑦　当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認

当社は、森・濱田松本法律事務所から得た本公開買付けに関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言等を踏まえ、フリークアウト・ホールディングスによる本公開買付けに関する諸条件の内容について慎重に協議・検討を行った結果、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2024 年 11 月 14 日開催の当社取締役会において、当社の取締役７名のうち、フリークアウト・ホールディングスの役職員を兼任する役員、または過去にフリークアウト・ホールディングスの役職員であった役員である永井秀輔氏及び鈴木司氏を除く５名全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに関して、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「（iii）当社の意思決定の内容」に記載の（ア）インフルエンサーマーケティング領域への出資等を通じた戦略的な事業提携による成長加速、（イ）フリークアウト・ホールディングス及び当社グループの総合力の更なる強化、（ウ）その他フリークアウト・ホールディングスグループの各国拠点を活かしたグローバルビジネスの創出、強化、（エ）オフィスの統合及び機能の共通化の推進による、さらなる管理コストの効率化等のシナジー創出を見込むことができ、両社グループの更なる企業価値向上に資すると判断し、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨する旨、本新株予約権者のうち、第１回新株予約権、第２回新株予約権、第３回新株予約権、第５回新株予約権、第７回新株予約権及び第 13 回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、各本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と各本新株予約権の当社株式１株当たりの行使価額との差額に各本新株予約権１個の目的となる当社株式数を乗じた金額とされていることから、本公開買付けに応募することを推奨し、第 10 回新株予約権、第 11 回新株予約権、第 14 回新株予約権及び第 15 回新株予約権新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、各本新株予約権買付価格が１円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議しております。なお、(i) 当社取締役である安藤潔氏については、フリークアウト・

ホールディングスの執行役員を兼務しているものの、フリークアウト・ホールディングスの執行役員としての業務内容は銀行借り入れに関する業務に限られること、本取引について協議・交渉の場を含めてフリークアウト・ホールディングス側では関与をすることがないこと（なお、当社側としての協議・交渉の場には関与しております。）、及びフリークアウト・ホールディングスからの報酬は受領していないこと、並びに当社の株式を一切保有していないことに鑑み、（ii）当社代表取締役である梅景匡之氏については、フリークアウト・ホールディングスの執行役員を兼務しているものの、フリークアウト・ホールディングスの執行役員としての業務内容は当社の経営を行う担当役員としての業務に限られること、本取引について協議・交渉の場を含めてフリークアウト・ホールディングス側では関与をすることがないこと（なお、当社側としての協議・交渉の場には関与しております。）、及びフリークアウト・ホールディングスからの報酬は受領していないこと、並びに当社の株式を保有しているものの、当該保有株式についてフリークアウト・ホールディングスとの間で本公開買付けへの応募に関する合意は存在せず、その保有株式数は僅少であることに鑑み、本取引におけるフリークアウト・ホールディングスからの独立性に問題がないことを特別委員会において確認したうえで、上記決議の審議及び採決に参加しております。

⑧　当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置等

フリークアウト・ホールディングスは、本意見表明プレスリリースの「３　本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、（ｉ）本公開買付けの決済の完了後速やかに、フリークアウト・ホールディングスが本公開買付けの成立により取得する当社株式数に応じて、本株式等売渡請求をすること又は本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に対して要請することを予定しており、当社の株主の皆様（フリークアウト・ホールディングス及び当社を除きます。）に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、（ⅱ）本株式等売渡請求又は本株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主の皆様（フリークアウト・ホールディングス及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、当社の株主の皆様（フリークアウト・ホールディングス及び当社を除きます。）が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

また、フリークアウト・ホールディングスは、公開買付期間といいます。）について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日に設定しているとのこと

です。公開買付期間を法令に定められた最短期間20営業日よりも比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行うための機会を確保しているとのことです。

⑨　取引保護条項の不存在

フリークアウト・ホールディングス及び当社は、当社がフリークアウト・ホールディングス以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

4．本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定めの相当性その他の本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の交付の見込みに関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第2号）

フリークアウト・ホールディングスは、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の全てを、フリークアウト・ホールディングスが保有する現預金によりお支払いすることを予定しているところ、フリークアウト・ホールディングスが2024年11月15日から同年12月26日までの期間において実施した当社の株券等に対する公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出した2024年11月13日現在のフリークアウト・ホールディングスの預金に係る残高証明書を確認した結果、フリークアウト・ホールディングスは本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価のための資金に相当する銀行預金を有していること、また、フリークアウト・ホールディングスによれば、同日以降、フリークアウト・ホールディングスにおいて、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の支払いに影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識していないことから、フリークアウト・ホールディングスによる本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の交付の見込みがあると判断しております。

5．株式等売渡請求に係る取引条件についての定めの相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第3号）

本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載又は記録された本売渡株主及び本売渡新株予約権者の住所又は本売渡株主及び本売渡新株予約権者が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の交付について、当社の本店所在地にて当社が指定した方法、フリークアウト・ホールディングスが指定

した場所及び方法又は当社とフリークアウト・ホールディングスで協議の上決定された場所及び方法のいずれかにより、本売渡株主及び本売渡新株予約権者に対する本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価を支払うものとされているところ、上記の本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式等売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6．当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 179 条の５第１項第４号、会社法施行規則第 33 条の７第４号）

該当事項はありません。

以上